

様式第1号 別紙3 (第4条関係)

兵庫県移住支援事業 (三田市移住支援金) に係る申請要件

兵庫県移住支援事業 (移住支援金) の申請に当たっては、次に掲げる (ア)、(イ) 及び (ウ) の全てに該当する必要があります。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住していたこと、又は東京圏 (※1) のうちの条件不利地域 (※2) 以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤 (雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。) をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。)
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も修業年限を上限 (ただし、高等専門学校は 2 年を上限) として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 県内市町 (西宮市においては、人口減少が顕著である市北部地域 (西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域) に限る。) に転入したこと。
- b 平成 31 年 4 月 1 日以後に県内市町に転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。なお当該年度の国の交付決定前であったことにより、転入後 1 年以内に申請を行うことができなかつた場合には、国の交付決定日から次に示す日数、申請受け付けを可能とする。
受付日数：当該年度の 4 月 1 日から転入後 1 年となる日までの日数とする。
- d 転入先の市町に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、兵庫県及び県内市町が認める場合を除く。
- d その他兵庫県及び県内市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

※1 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県をいう。

※2 条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 10%以上の市町村をいう。